

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画道路三・五・二八五号川南循環線、三・五・二八六号川南東線、三・五・二八七号片山線、三・四・二七八号川南湯田村駅線の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市政策課において縦覧に供する。

平成二十三年九月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦